

令和5年台風13号災害義援金 における受付窓口について

令和5年台風第13号に伴う災害により、全国各地で人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

そこで岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）では令和5年12月29日（金）まで義援金の募集を行っておりますので皆様のご理解とご協力をお願い致します！

※この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当します。

【受付窓口】

★岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）

住所：岩内町字清住167番地

（岩内町老人福祉センター内）

電話：0135-62-3328

**※受付は月～金曜日（祝日除く）
の8：45～17：15です。**

